# ※大型旅客機からの後方乱気流により、着陸した小型機がかく座した事例

所 属 個人

型 式 パイパー式 PA-46-350P 型

発生日時 平成15年8月5日 12時37分ごろ

発生場所 名古屋空港(当時)



個人所属パイパー式 PA-46-350P 型機は、平成 15 年 8 月 5 日 (火)、私的な用務上 の移動のため、機長他3名、計4名が搭乗し、八尾空港を離陸し、名古屋空港滑走路34 に着陸した際、いったん接地後に機体が浮き上がり、再度接地した12時37分ごろ、機 体を損傷し、かく座して停止した。

搭乗者の負傷はなく、航空機の機体は中破、火災は発生しなかった。

本事故は、同機が、着陸の際、先行して離陸した出発機の左翼から発生した後方乱気 流に遭遇したため、いったん接地後、浮揚し、再び接地したときに両主脚を折損すると ともに、左主翼端付近の後桁を湾曲させ、機体を損傷したことによるものと推定される。

(参考)

### 管制方式基準の後方乱気流に関する規定 (抜粋)

① 最低管制間隔を設ける場合(同一滑走路の場合)

### a 到着機相互間:

先行機	後続機	最低間隔
ヘビー	ヘビー	2分
ヘビー	ミディアム	2分
ヘビー/ミディアム	ライト	3分

### b 出発機相互間:

先行機	後続機	最低間隔
ヘビー	ヘビー/ミディアム/ライト	2分

#### ② 情報提供を行う場合

© 1171A7CV (C 17 7 %) A		
<b>上</b>	後続機	
ヘビー	視認進入機	
出発へビー	2分未満の到着機	
到着ヘビー	① a未満の間隔の到着有視界機	
到着ミディアム	到着ライト機	
その他、航行の安全上、後方乱気流の注意情報の発出が必要と認められる航空機		

#### (注) 航空機の後方乱気流の区分

( ) // -   // -		
航空機	最大離陸重量	
ヘビー機	300,0001b(136t)以上	
ミディアム機	15,5001b(7t)以上300,0001b(136t)未満	
ライト機	15,5001b(7t)未満	

## 本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 16(2004)年7月30日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/aircraft/rep-acci/AA2004-2-1-JA4200.pdf